

## 令和元年度 意識調査 設問 (案)

設問の方向性：前回（H26年度）の意識調査時に大幅な設問の追加・訂正を実施したため、設問数は前回と同じとする。

赤字・・・表現の変更及び選択肢などの追加

### <結婚、家庭・地域生活に関する意識について>

問1 あなたの家庭では、次にあげる家事は主に女性、男性どちらが分担していますか。

(A～Gの項目ごとに、あてはまる番号1つに○をつけてください。)

	1 すべて女性が担当	2 主に女性が担当し、 男性は手伝う程度	3 男女同じ程度に 担当し、協力しあう	4 主に男性が担当し、 女性は手伝う程度	5 すべて男性が担当	6 該当する人がいない
A 食事の支度	1	2	3	4	5	—
B 掃除・洗濯	1	2	3	4	5	—
C 家計の管理	1	2	3	4	5	—
D 重要事項の方針決定	1	2	3	4	5	—
E 乳幼児の世話	1	2	3	4	5	6
F 子どもの教育	1	2	3	4	5	6
G 介護（介護の必要な親の世話、 病人の介護など）	1	2	3	4	5	6

■基本理念該当・・・3, 4

■目的

- ・男女、年齢、勤務状況における差異の把握
- ・退職した男性及び勤務中の男性の家事への関わりの現状把握
- ・（選択肢C, Dにより）家庭の中での女性の参画についての現状把握
- ・共働き家庭と専業主婦家庭においての、家事分担状況の差の現状把握
- ・前回調査との比較

■方法

- ・男女、年齢、勤務状況で抽出

実施年度  
17,21,26 年度

問2 あなたは、次にあげる結婚、離婚などに関する考え方について、どう思いますか。  
 (A～Eの項目ごとに、あてはまる番号1つに○をつけてください。)

	1 賛成	2 どちらか いえば賛成	3 どちらか いえば反対	4 反対	5 わからない
A 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである	1	2	3	4	5
B 結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい	1	2	3	4	5
C 結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない	1	2	3	4	5
D 結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい	1	2	3	4	5
E 夫婦別姓が選択できる方がよい	1	2	3	4	5

■基本理念該当・・・2, 3

■目的

- ・男女、年齢、勤務状況における差異を把握
- ・今まで「慣例」とされてきたことへの考え方の把握。
- ・前回調査との比較
- ・内閣府調査との比較（選択肢A）

■方法

- ・男女、年齢、勤務状況で抽出

実施年度

17,21,26 年度

問3 あなたは、次のような地域活動に参加していますか、あるいは今後参加したいと思う地域活動はありますか。（あてはまる番号すべてに○をつけてください。）

- |                        |        |
|------------------------|--------|
| 1 自治会・町内会活動            |        |
| 2 P T A・子ども会活動         |        |
| 3 老人クラブや高齢者の会などの活動     |        |
| 4 環境保護、リサイクルなどの環境活動    |        |
| 5 防災、災害ボランティアなどの防災活動   |        |
| 6 子育て、介護など福祉に関する活動     |        |
| 7 まちづくりなどの地域活動         |        |
| 8 趣味のサークル活動            |        |
| 9 スポーツ・レクリエーション活動      |        |
| 10 その他（具体的に：           | ）      |
| 11 今後いずれの活動にも参加する予定はない | → 問4 へ |

■基本理念該当・・・4

■目的

- ・男女、年齢、勤務状況における差異の把握
- ・現状（参加希望）の把握
- ・参加を希望しない人の割合
- ・前回調査との比較

■方法

- ・男女、年齢、勤務状況で抽出

実施年度

21,26 年度

問3で「11 今後いずれの活動にも参加する予定はない」を選んだ方にお聞きします。その他の選択肢（1～10）を選んだ方は問5へ

問4 いずれの地域活動にも参加しないのは、なぜですか。

（あてはまる番号すべてに○。特に主たる理由1つに◎をつけてください。）

- |    |                  |   |
|----|------------------|---|
| 1  | 仕事が忙しい           |   |
| 2  | 家事・育児・介護などで忙しい   |   |
| 3  | 自分の健康上の理由から      |   |
| 4  | 地域活動に興味がない       |   |
| 5  | 団体内の人間関係がわずらわしそう |   |
| 6  | 家族の理解が得られない      |   |
| 7  | どんな地域活動があるかわからない |   |
| 8  | 参加したい地域活動がない     |   |
| 9  | 自分の性格に合わない       |   |
| 10 | 経済的に余裕がない        |   |
| 11 | その他（具体的に：        | ） |

■基本理念該当・・・4

■目的

- ・男女、年齢、勤務状況における差異の把握
- ・特に比較的時間の融通が利くと思われる専業主婦や無職の男性が地域活動へ参加しない理由の探求

■方法

- ・男女、年齢、勤務状況で抽出

実施年度

26 年度

すべての方にお聞きします。

問5 あなたは、生活の中で「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」で何を優先しますか。（〈希望として〉〈現実として〉について、それぞれあてはまる番号1つに○をつけてください。）

- ・仕事とは・・・・・・内職、雇用、自営業、農業などを示します。
- ・家庭生活とは・・・・・・家事、育児、介護などを示します。
- ・地域・個人の生活とは・・自治会、ボランティア活動、PTA、教養・趣味サークルなどを示します。

〈希望として〉

- |   |
|---|
| 1 「仕事」を優先したい<br>2 「家庭生活」を優先したい<br>3 「地域・個人の生活」を優先したい<br>4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい<br>5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい<br>6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい<br>7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい<br>8 その他（具体的に： )<br>9 わからない |
|---|

〈現実として〉

- |  |
|--|
| 1 「仕事」を優先している<br>2 「家庭生活」を優先している<br>3 「地域・個人の生活」を優先している<br>4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している<br>5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している<br>6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している<br>7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している<br>8 その他（具体的に： )<br>9 わからない |
|--|

■基本理念該当・・・4

■目的

- ・男女、年齢、勤務状況における差異の把握
- ・勤務者が大切にしたいものの希望と現実の把握
- ・女性自身が「女性は家庭を守る」という意識を持っているのか（希望欄「家庭生活」優先を選ぶ割合）
- ・前回調査との比較
- ・内閣府調査との比較

■方法

- ・男女、年齢、勤務状況で抽出

実施年度

17,21,26 年度

問6 あなたは、男性の家事、子育て、介護、地域活動への参加を進めるためには、どのよう  
 うにしていけばいいと思いますか。（あてはまる番号3つまで○。そのうち特に重要  
と思うもの1つに◎をつけてください。）

- |   |                                     |
|---|-------------------------------------|
| 1 | 男性による家事、子育て、介護、地域活動に対する抵抗感をなくす      |
| 2 | 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図る              |
| 3 | 夫婦の役割分担などについての当事者の考え方をまわりが尊重する      |
| 4 | 男性による家事、子育て、介護、地域活動への社会的評価を高める      |
| 5 | 働き方の見直しを行い、仕事以外の時間をより多く持てるようにする     |
| 6 | 男性の仕事中心の生き方、女性の男性に経済力や出世を求める考え方を改める |
| 7 | 家事、子育て、介護講座や情報提供、ネットワークづくりなどの支援を行う  |
| 8 | 子どもの頃から、男女の区別なく家庭生活や地域活動を行う必要性を教える  |
| 9 | その他（具体的に： _____ )                   |

■基本理念該当・・・4

■目的

- ・男女、年齢、勤務状況における差異の把握
- ・特に男性自身の考え方の把握
- ・前回調査との比較
- ・内閣府調査との比較

■方法

- ・男女、年齢、勤務状況で抽出

実施年度

17,21,26 年度

問7 あなたが、平日に家事・育児・介護などにかかわる平均的な時間はどのくらいですか。  
 （あてはまる番号1つに○をつけてください。）

- |   |           |   |              |
|---|-----------|---|--------------|
| 1 | 30分未満     | 2 | 30分～1時間未満    |
| 3 | 1時間～3時間未満 | 4 | 3時間～5時間未満    |
| 5 | 5時間以上     | 6 | まったくかかわっていない |

■基本理念該当・・・4

■目的

- ・男女、年齢、勤務状況における差異の把握
- ・主に無職の男性及び勤務中の男性の家事への関わりの現状把握（数値で具体化）
- ・共働き家庭と専業主婦家庭においての、家事分担状況の差の現状把握（数値で具体化）

■方法

- ・男女、年齢、勤務状況で抽出

実施年度

17,21,26 年度

## ＜社会参加・参画について＞

問8 女性が就業することについて、あなたの考え方は次のどれに近いですか。  
（あてはまる番号1つに○をつけてください。）

- |                                   |
|-----------------------------------|
| 1 結婚・出産にかかわらず、ずっと就業するのがよい         |
| 2 結婚するまでは就業するのがよい                 |
| 3 子どもができるまでは、就業するのがよい             |
| 4 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び就業するのがよい |
| 5 就業しない方がよい                       |

■基本理念該当・・・2, 3, 4

■目的

- ・男女、年齢、勤務状況における差異の把握
- ・若い男女の考え方の把握
- ・前回調査との比較
- ・内閣府調査との比較

実施年度

17,21,26 年度

■方法

- ・男女、年齢、勤務状況で抽出

**現在、就業している方**にお聞きします。 現在、就業していない方は問11へ

問9 あなたが就業するのは、なぜですか。（あてはまる番号3つまで○。そのうち、主たる理由1つに◎をつけてください。）

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 1 生計の維持のため        | 2 経済的なゆとりを得るため      |
| 3 自分の能力を生かすため     | 4 社会に貢献するため         |
| 5 社会や人とのかかわりを持つため | 6 働くことが生きがいであるため    |
| 7 自由時間の活用のため      | 8 家業のため             |
| 9 経済的な自立のため       | 10 その他（具体的に： _____） |

■基本理念該当・・・2, 3, 4

■目的

- ・男女、年齢、勤務状況差異の把握
- ・各年代で考えている「働く意義」の把握
- ・前回調査との比較

実施年度

17,21,26 年度

■方法

- ・男女、年齢、勤務状況で抽出

現在、就業している方にお聞きします。

問10 あなたの職場では、次のようなことはありますか。（A～Lの項目ごとにあてはまる番号1つに○をつけてください。）

	1 はい	2 いいえ
A 賃金に男女差がある	1	2
B 昇給、昇格に男女差がある	1	2
C 男性の能力を正當に評価しない	1	2
D 女性の能力を正當に評価しない	1	2
E お茶汲みや雑用は女性がする慣例がある	1	2
F 育児休業を取得できない、または取得しにくい	1	2
G 結婚や出産すると勤め続けにくい雰囲気がある	1	2
H 女性は定年まで勤め続けにくい雰囲気がある	1	2
I 希望職種につく機会に男女差がある	1	2
J 教育・研修を受ける機会に男女差がある	1	2
K 男性と女性で違いはない	1	2
L その他（具体的に： _____）		

■基本理念該当・・・2, 3, 4, 8

■目的

- ・男女、年齢、勤務状況における差異の把握
- ・職場の現状を把握 → 企業へ働きかけをする際の基礎データ
- ・パワハラの実況把握
- ・前回調査との比較

■方法

- ・男女、年齢、勤務状況で抽出

実施年度

21,26 年度

現在、就業していない方にお聞きします。 現在就業している方は問13へ

問11 今後、就業したいと思えますか。（あてはまる番号1つに○をつけてください。）

1 そう思う

→問12へ

2 そう思わない →問13へ

3 わからない

問11で「1 そう思う」と答えた方にお聞きします。

問12 どのような形で働きたいと考えていますか。（あてはまる番号1つに○をつけてください。）

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| 1 常勤（フルタイム） | 2 非常勤（パートタイム、アルバイトなど） |
| 3 自分で事業をしたい | 4 内職                  |
| 5 自営業の手伝い   | 6 その他（具体的に ）          |

すべての方にお聞きします。

問13 あなたは、これまで（現在を含む）働き続けたいけれど、働くことができなかったことがありますか。（あてはまる番号1つに○をつけてください。）

1 はい	→ 問14へ	2 いいえ	→ 問15へ
------	--------	-------	--------

問13で「1 はい」を選んだ方にお聞きします。

問14 働き続けたいけれど働くことができなかったのは、なぜですか。（あてはまる番号1つに○をつけてください。）

- |   |
|---|
| 1 就業や家事分担に対する配偶者・パートナーや家族の理解と協力が得られなかった |
| 2 育児で預けられる施設（託児所や保育園）やサービスが不十分だった       |
| 3 育児で配偶者・パートナーや家族の理解と協力が得られなかった         |
| 4 家族の介護や看護の必要があった                       |
| 5 結婚や育児に対する会社の理解や制度が不足していた              |
| 6 健康上の問題                                |
| 7 リストラ・定年                               |
| 8 その他（具体的に： ）                           |

■基本理念該当・・・2, 3, 4, 8

■目的

- ・男女、年齢、勤務状況における差異の把握
- ・働き続けることへの障害となる事柄の把握  
→ 働き続けられる環境の把握
- ・前回調査との比較

■方法

- ・男女、年齢、勤務状況で抽出

実施年度

17,21,26 年度

現在、就業している方及び以前就業していた方にお聞きします。

(今まで就業経験のない方は問17へ)

問15 あなたは、職場で以下のような制度を使って休業や休暇を取ったことがありますか。  
(A～Dの項目ごとに、あてはまる番号1つに○をつけてください。)

	1 取ったことがある	2 取ることが できなかった	3 取る希望はなく、 取らなかった	4 取る必要がなかった	5 制度があることを 知らなかった	6 法制度が整備されて いなかった
A 育児休業制度（育児のために一定期間休業できる制度）	1	2	3	4	5	6
B 子の看護休暇制度（病気やけがをした子どもを看護するための年5日程度の休暇）	1	2	3	4	5	6
C 介護休業制度（介護のために、一定期間休業できる制度）	1	2	3	4	5	6
D 介護休暇制度（短期の介護のための年5日程度の休暇）	1	2	3	4	5	6

※ 育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行なう労働者の福祉に関する法律）は、仕事と家庭の両立支援等を一層進め、男女ともに子育て等をしながら働き続けられる雇用環境を整備することを目的に、H21（2009）年に改正され、一部を除きH22（2010）年6月から施行。また、H29（2017）年10月には保育園に入れなかった場合等は、2歳まで育児休業が可能になるなど一部改正されました。

■基本理念該当・・・3, 4

■目的

- ・男女、年齢、勤務状況における差異の把握
- ・育児休業制度等の取得した人の現状（男女差）の把握
- ・「取りたくても取れなかった」人の現状（男女差）の把握

■方法

- ・男女、年齢、勤務状況で抽出

実施年度  
26 年度

問15で「2 取りたかったが取るができなかった」又は「3 取る希望はなく取らなかった」を選んだ方にお聞きします。

その他の選択肢（1, 4, 5, 6）を選んだ方は問17へ

問16 あなたは、育児・介護休業などの制度を使って休業や休暇を取らなかったのは、なぜですか。

（あてはまる番号すべてに○。特に主たる理由1つに◎をつけてください。）

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| 1 仕事量や責任が大きく、同僚に迷惑をかける     |   |
| 2 これまでに同じ職場で取得した例がない       |   |
| 3 経済的に苦しくなる                |   |
| 4 家族の理解が得られない              |   |
| 5 女性（男性）が取得したほうが適任だと思う     |   |
| 6 昇進や昇給に影響がある              |   |
| 7 取得後の職場復帰への不安がある          |   |
| 8 気持ち的に（恥ずかしい、プライドが邪魔するなど） |   |
| 9 その他（具体的に：                | ） |

■基本理念該当・・・3, 4

■目的

- ・男女、年齢、勤務状況における差異の把握
- ・男性自身が取得しなかった理由の把握（問15データより）

■方法

- ・男女、年齢、勤務状況で抽出
- ・問15で「取得したかったができなかった」を選んだ男性数を利用

実施年度

26 年度

すべての方にお聞きします。

問17 あなたは、「性」に関する以下の言葉の内容について知っていますか。

（あてはまる番号すべてに○をつけてください。）

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| 1 正しい避妊の方法            | 2 出産適齢期と不妊 |
| 3 安全な妊娠・出産            | 4 妊娠中の体調不良 |
| 5 更年期特有の体調不良          | 6 産後うつ     |
| 7 世界のHIV（エイズ）感染に関すること |            |
| 8 世界の女性の低年齢出産に関すること   |            |
| 9 どれもよく知らない           |            |

■基本理念該当・・・6、7

■目的

- ・男女、年齢における差異の把握
- ・女性自身の「性」についての認識度の把握

■方法

- ・男女、年齢で抽出

実施年度

26 年度

### ＜子どもの教育について＞

問18 「男の子は男らしく、女の子は女らしく」という子どもの育て方について、あなたはどのように考えますか。（あてはまる番号1つに○をつけてください。）

- |   |   |
|---|---|
| 1 | 男の子、女の子と区別せず、 <b>同じように</b> 育てた方がよい          |
| 2 | <b>-</b> 男の子は男らしく、女の子は女らしく <b>+</b> 育てた方がよい |
| 3 | どちらともいえない                                   |

■基本理念該当・・・1, 5

■目的

- ・男女、年齢における差異の把握
- ・「慣例」と思われている事についての意識の確認
- ・若い世代の意識の把握
- ・前回調査との比較

■方法

- ・男女、年齢で抽出

実施年度

17,21,26 年度

問19 あなたは、これからの子どもに対し、どのようなことを身につけてほしいと思いますか。（＜女の子の場合＞＜男の子の場合＞について、それぞれあてはまる番号3つまでで○をつけてください。男女同じ番号を選んでも構いません。）

#### ＜女の子の場合＞

- |    |          |    |         |    |         |
|----|----------|----|---------|----|---------|
| 1  | 社会性・積極性  | 2  | 決断力・行動力 | 3  | 教養・知性   |
| 4  | 優しさ・思いやり | 5  | 豊かな感性   | 6  | 礼儀・道徳心  |
| 7  | 自立心・独立心  | 8  | 経済力     | 9  | 明るさ・素直さ |
| 10 | 国際感覚     | 11 | 責任感     | 12 | 学歴      |

#### ＜男の子の場合＞

- |    |          |    |         |    |         |
|----|----------|----|---------|----|---------|
| 1  | 社会性・積極性  | 2  | 決断力・行動力 | 3  | 教養・知性   |
| 4  | 優しさ・思いやり | 5  | 豊かな感性   | 6  | 礼儀・道徳心  |
| 7  | 自立心・独立心  | 8  | 経済力     | 9  | 明るさ・素直さ |
| 10 | 国際感覚     | 11 | 責任感     | 12 | 学歴      |

■基本理念該当・・・1, 5

■目的

- ・男女、年齢における差異の把握
- ・若い世代の意識の把握
- ・前回調査との比較

■方法

- ・男女、年齢で抽出

実施年度

21,26 年度

問20 あなたは男女がお互いを尊重しあえる子どもを育てるために、学校教育の場で力をいれることは何だと思いますか。(あてはまる番号のうち、3つまで○。そのうち特に重要と思うもの1つに◎をつけてください。)

- 1 生活指導や進路指導で配慮する(男女の区別なく、個性や能力重視の指導)
- 2 関連授業を充実させる(人権尊重、自尊意識、男女のコミュニケーションなどの授業)
- 3 性別による固定的な習慣をなくす(出席簿の順番、持ち物の色、役職の長と副など)
- 4 男の子・女の子とも家庭学習の拡大を図る(家事、子育て、介護などの学習)
- 5 性について学び、尊重する意識を高める
- 6 教員や保護者の研修を進める(男女平等、人権などの研修)
- 7 家庭及び地域社会との連携を密にとる
- 8 その他(具体的に： )

■基本理念該当・・・1, 5

■目的

- ・男女、年齢における差異の把握
- ・学校教育研究事業に反映すべき情報収集
- ・前回調査との比較

■方法

- ・男女、年齢で抽出

実施年度

17,21,26 年度

### <男女平等・人権意識について>

問21 あなたは社会全体でみた場合、男女の地位は平等になっていると思いますか。(あてはまる番号1つに○をつけてください。)

- 1 男性の方が非常に優遇されている
- 2 どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 3 平等
- 4 どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 5 女性の方が非常に優遇されている
- 6 わからない

問22 あなたは、次にあげる分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。  
(A～Gの項目ごとに、あてはまる番号1つに○をつけてください。)

	1 男性の方が 非常に優遇されている	2 どちらかといえば男性の 方が優遇されている	3 平等	4 どちらかといえば女性 の方が優遇されている	5 女性の方が 非常に優遇されている	6 わからない
A 家庭生活	1	2	3	4	5	6
B 学校教育の場	1	2	3	4	5	6
C 職場	1	2	3	4	5	6
D 地域活動の場	1	2	3	4	5	6
E 法律や制度上	1	2	3	4	5	6
F 政治の場	1	2	3	4	5	6
G 社会慣習やしきたり	1	2	3	4	5	6

■基本理念該当・・・1, 2, 3

■目的

- ・男女、年齢における差異の把握
- ・前回調査との比較

■方法

- ・男女、年齢で抽出

実施年度

17,21,26 年度

問23 あなたは配偶者や恋人からの暴力について相談できる窓口としてどのようなものを知っていますか。(あてはまる番号すべてに○をつけてください。)

- 1 愛知県女性相談センター
- 2 警察(生活安全課)
- 3 市役所(市民協働課、家庭児童相談室)
- 4 裁判所
- 5 人権擁護委員(法務局)
- 6 医療機関(医師、看護師)
- 7 学校関係者(教員・養護教諭・スクールカウンセラー)
- 8 民生委員・児童委員
- 9 民間の機関(弁護士会、民間シェルター)
- 10 その他(具体的に： )
- 11 相談できる窓口として知っているものはない

■基本理念該当・・・8

■目的

- ・男女、年齢における差異の把握
- ・施設の周知
- ・認知度確認

■方法

- ・男女、年齢で抽出

実施年度

26 年度

問24 あなたは配偶者や恋人にA～Lの行為をされたことがありますか。（＜配偶者＞  
＜恋人＞について、それぞれA～Lの項目ごとに、あてはまる番号1つに○をつけてください。）

＜配偶者＞ ●配偶者とは、結婚・事実婚・別居中の夫婦・同居の交際相手・元配偶者（離別・死別した相手、事実婚を解消した相手を含む）を示します。

	1 ある 何 度も	2 ある 1、 2 度	3 全 く な い
A 医師の治療が必要となるくらいの暴行を受ける	1	2	3
B 医師の治療が必要とされない程度の暴行を受ける	1	2	3
C 殴るふりや刃物を突きつけられるなどして脅される	1	2	3
D 大声で怒鳴られる	1	2	3
E 命令するような口調でものを言われたりバカにされたりする	1	2	3
F 何を言っても長期間、無視し続けられる	1	2	3
G 生活費を渡されなかったり、使い道を細かく監視されたりする	1	2	3
H 嫌がっているのに、性的な行為を強要される	1	2	3
I 避妊に協力しない	1	2	3
J 電話やメールを細かくチェックされる	1	2	3
K 親族や友人との付き合いを禁止される	1	2	3
L その他（具体的に： ）	1	2	—

＜恋人＞ ●恋人とは、同居していない交際相手を示します。

	1 ある 何 度も	2 ある 1、 2 度	3 全 く な い
A 医師の治療が必要となるくらいの暴行を受ける	1	2	3
B 医師の治療が必要とされない程度の暴行を受ける	1	2	3
C 殴るふりや刃物を突きつけられるなどして脅される	1	2	3
D 大声で怒鳴られる	1	2	3
E 命令するような口調でものを言われたりバカにされたりする	1	2	3
F すぐに不機嫌になったり、無視されたりする	1	2	3
G お金を取り上げられたり、返してもらえなかったりする	1	2	3
H 嫌がっているのに、性的な行為を強要される	1	2	3
I 避妊に協力しない	1	2	3
J 電話やメールを細かくチェックされる	1	2	3
K 友人との付き合いを禁止される	1	2	3
L その他（具体的に： ）	1	2	—

## ■基本理念該当・・・8

## ■目的

- ・男女、年齢における差異の把握
- ・DVとデートDVの被害者数の把握
- ・内閣府調査と比較

## ■方法

- ・男女、年齢で抽出

実施年度

17,21,26 年度

問24で「1 何度もある」又は「2 1, 2度ある」を選んだ方にお聞きます。

すべての選択肢について「3 全くない」を選んだ方は問27へ

問25 配偶者や恋人からの行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。

(あてはまる番号すべてに○をつけてください。)

- |               |             |         |
|---------------|-------------|---------|
| 1 親や親戚などの身内   | 2 友人・知人     | 3 役所の窓口 |
| 4 警察          | 5 法務局       | 6 弁護士   |
| 7 医師          | 8 婦人相談所・相談員 |         |
| 9 その他(具体的に :  |             | )       |
| 10 誰にも相談しなかった | → 問26へ      |         |

問25で「10 誰にも相談しなかった」を選んだ方にお聞きます。

その他の選択肢(1~9)を選んだ方は問27へ

問26 誰にも相談しなかったのは、なぜですか。(あてはまる番号すべてに○をつけてください。)

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| 1 誰に相談していいのかわからなかった | 2 恥ずかしくて誰にも言えなかった    |
| 3 相談しても無駄だと思った      | 4 相談が分かると仕返しされと思った   |
| 5 自分さえ我慢すればいいと思った   | 6 世間体が悪いと思った         |
| 7 他人を巻き込みたくなかった     | 8 そのことを思い出したくなかった    |
| 9 自分にも悪いところがあると思った  | 10 相談するほどのことでもないと思った |
| 11 その他(具体的に :       | )                    |

## ■基本理念該当・・・8

## ■目的

- ・男女、年齢における差異の把握
- ・被害者が相談できない理由の把握 → 啓発時に活用
- ・前回調査との比較
- ・内閣府調査との比較

## ■方法

- ・男女、年齢で抽出

実施年度

17,21,26 年度

すべての方にお聞きします。

問27 あなたは、※セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントについて、次のような経験はありますか。（A～Eの項目ごとに、あてはまる番号すべてに○をつけてください。）

	1 セクシュアル・ ハラスメント	2 パワー・ ハラスメント
A 自分が直接被害を受けたことがある	1	2
B 知り合いの女性が被害を受けていた	1	2
C 知り合いの男性が被害を受けていた	1	2
D 自分も含め周りでは被害を受けた人はいない	1	2
E わからない	1	2

※ セクシュアル・ハラスメントとは  
意に反した性的言動（いやがらせ）を行い、相手を不快にすることをいいます。

※ パワー・ハラスメントとは  
上下関係や権利関係を不当に利用することによる人権侵害にあたるような執拗ないじめや嫌がらせをいいます。

上記以外にも、モラル・ハラスメント（モラハラ：言葉や態度により精神的な攻撃を繰り返すこと）、マタニティ・ハラスメント（マタハラ：働く女性に対して妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせをしたり不利益を与えるなど不当な扱いを行うこと）など様々な「ハラスメント」があり問題となっています。

■基本理念該当・・・8

■目的

- ・男女、年齢における差異の把握
- ・前回調査との比較

■方法

- ・男女、年齢で抽出

実施年度

21,26 年度

問28 あなたは、配偶者間の暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、買春などを防止するために何が重要だと思いますか。

(あてはまる番号すべてに○。そのうち特に重要と思うもの1つに◎をつけてください。)

- 1 法律・制度の面で見直しを行う（罰則の強化など）
- 2 犯罪の取り締まりを強化する
- 3 捜査や裁判での担当者に女性を増やすなど、被害者が届出をしやすいようにする
- 4 メディア（放送、出版、新聞など）を活用して、広報・啓発活動を積極的に行う
- 5 被害者のための相談窓口や保護施設を整備する
- 6 家庭や学校において、男女平等や性についての教育を充実させる
- 7 加害者に対するカウンセリングや更正を促すプログラムを実施する
- 8 職場での男女の人権が軽視されないように、管理者の人権教育を図る
- 9 メディアが自主的に倫理規定を強化する
- 10 これらを助長するおそれのある情報（雑誌、コンピューターソフトなど）を取り締まる
- 11 その他（具体的に： \_\_\_\_\_ )
- 12 特に対策の必要はない
- 13 わからない

■基本理念該当・・・1, 3, 5, 8

■目的

- ・男女、年齢における差異の把握
- ・一部の選択肢から、行政・教育現場における対応方法のデータ収集
- ・セクハラ、パワハラ防止策

■方法

- ・男女、年齢で抽出

実施年度

21,26 年度

問29 あなたは、次にあげる言葉を知っていますか。(A～Kの項目ごとに、  
あてはまる番号1つに○をつけてください。)

	1 意味・ 内容を 知って いる	2 聞いたこと はある	3 知らな かった
A 男女共同参画社会	1	2	3
B 日進市男女平等推進条例	1	2	3
C 日進市男女平等推進プラン	1	2	3
D ポジティブ・アクション(積極的改善措置)	1	2	3
E ジェンダー(社会的性別)	1	2	3
F ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	1	2	3
G 女子差別撤廃条約	1	2	3
H 男女雇用機会均等法	1	2	3
I ドメスティック・バイオレンス(DV)	1	2	3
J デートDV	1	2	3
K JKビジネス	1	2	3
L リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)	1	2	3
M LGBT	1	2	3
N セクシャル・マイノリティ	1	2	3

■基本理念該当・・・1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8

■目的

- ・男女、年齢における差異の把握
- ・言葉や内容の周知
- ・市の施策の周知(B、C)
- ・前回調査のとの比較
- ・内閣府調査との比較

■方法

- ・男女、年齢で抽出

実施年度

17,21,26 年度

※実施時に調査が必要と思われる言葉を追加

問30 あなたは、女性の意見が、市政に反映されていると思いますか。（あてはまる番号1つに○をつけてください。）

1 十分に反映されている	2 ある程度反映されている	→ 問31へ
3 あまり反映されていない	4 反映されていない	
5 わからない		

問30で「3 あまり反映されていない」又は「4 反映されていない」を選んだ方にお聞きします。 その他の選択肢（1, 2, 5）を選んだ方は問32へ

問31 反映されていないと思うのは、なぜですか。（あてはまる番号1つに○をつけてください。）

1 市議会や行政などの政策・方針決定の場に女性が少ないから	)
2 町内会や自治会などの地域組織の役員に女性が少ないから	
3 女性の意見や考え方に対して、行政側の関心が薄いから	
4 女性からの働きかけが十分でないから	
5 女性自身の関心や意識が薄いから	
6 わからない	
7 その他（具体的に：	

■基本理念該当・・・2

■目的

- ・男女、年齢における差異の把握
- ・行政として事業展開をする際のデータ収集

■方法

- ・男女、年齢で抽出

実施年度

17,21,26 年度

すべての方にお聞きします。

問3 2 あなたは、男女平等な社会を推進していくために、行政は今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。（あてはまる番号すべてに○。そのうち、特に重要と思うもの1つに◎をつけてください。）

- 1 法律・制度の面で見直しを行う
- 2 政策決定の場に、女性を積極的に登用する
- 3 行政や企業などの重要なポストに一定の割合で女性を登用する制度の導入を図る
- 4 職場における男女の均等な取扱いを行うよう企業などに働きかける
- 5 労働時間の短縮など、男女がともに多様な生き方を選択できる環境を整備する
- 6 リーダーとなる女性の人材を育成する
- 7 女性の再就職支援など、女性の就労拡大を図る
- 8 子育て、介護に関するサービスを充実する
- 9 学校や生涯学習などの場での関連学習を充実する
- 10 男女の様々な活動を支援したり、相談したりすることができる拠点を整備する
- 11 広報誌やパンフレットなどで、広く啓発を行う
- 12 心と身体の健康管理支援や母性の保護、母子保健の充実を図る
- 13 各国の男女平等に関する取組みなどの情報提供や、国際理解を推進する
- 14 その他（具体的に \_\_\_\_\_ )
- 15 特にない
- 16 わからない

■基本理念該当・・・1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8

■目的

- ・男女、年齢における差異の把握
- ・行政として事業展開をする際のデータ収集

■方法

- ・男女、年齢で抽出

実施年度

17,21,26 年度

F1については、別紙資料1-1もご参照ください。

資料 2

● 最後にあなたご自身のことについてお聞かせください。

F1 【性別】（**あなたご自身の認識に最も近い**あてはまる番号1つに○をつけてください。）

1 女                      2 男                      3 どちらにもあてはまらない※

※ LGBT（セクシャル・マイノリティ）を意識した選択肢です。戸籍上区分とは別に、ご自身の主観でご記入ください。

F2 【年齢】（平成31年4月1日現在）（あてはまる番号1つに○をつけてください。）

1 20～29歳      2 30～39歳      3 40～49歳      4 50～59歳  
5 60～69歳      6 70歳以上

F3 【職業】（あてはまる番号1つに○をつけてください。）

（出産休暇・育児休業中の方も働いているものとみなしてください。2つ以上仕事をお持ちの方は、主なものをご記入ください。）

自営業主	1 農林漁業 2 商工サービス業 3 自由業
自営業の 家族従業者	4 農林漁業 5 商工サービス業 6 自由業
雇用者	7 管理職 8 専門技術職 9 事務職 10 労務職
無職	11 主婦（主夫） 12 学生 13 その他

※雇用者の方は、  
雇用形態もご記入ください。  
1 常勤（フルタイム）  
2 非常勤（パート、アルバイトなど）

F4 あなたは、現在、配偶者（パートナー）がいますか。

（あてはまる番号1つに○をつけてください。）

1 いる → F5へ  
2 いたが、死別・離別した → F6へ  
3 いない → F6へ

F 4で「1 パートナーがいる」を選んだ方にお聞きします。

F 5 あなたの配偶者（パートナー）は、どのような働き方をしていますか。（あてはまる番号1つに○をつけてください。）

- |             |
|-------------|
| 1 自営業主      |
| 2 自営業の家族従業者 |
| 3 雇用者       |
| 4 無職        |

- ※雇用者の方は、  
雇用形態もご記入ください。
- |                    |
|--------------------|
| 1 常勤（フルタイム）        |
| 2 非常勤（パート、アルバイトなど） |

すべての方にお聞きします。

F 6 あなたには、未婚のお子さんがいらっしゃいますか。  
（あてはまる番号1つに○をつけてください。）

1 いる → F 7 へ

2 いない → F 8 へ

F 6で「1 いる」を選んだ方にお聞きします。

F 7 お子さんは、次のどれにあたりますか。（あてはまる番号すべてに○をつけてください。）

- |              |              |           |
|--------------|--------------|-----------|
| 1 就園前の乳幼児    | 2 保育園、幼稚園児   | 3 小学1～3年生 |
| 4 小学4～6年生    | 5 中学生        | 6 16～19歳  |
| 7 20歳以上(未就業) | 8 20歳以上(就業中) |           |

すべての方にお聞きします。

F 8 あなたのご家庭は、次のどれにあたりますか。  
（あてはまる番号1つに○をつけてください。）

- |                   |               |                 |
|-------------------|---------------|-----------------|
| 1 単身世帯（1人）        | 2 一世代世帯（夫婦のみ） | 3 二世世代世帯（親と子ども） |
| 4 三世世代世帯（親と子どもと孫） | 5 その他（        | ）               |

## 自由記載欄

男女平等・共同参画に関して、日頃感じていること、思っていることなど何でもご記入ください。

ご協力いただきまして、ありがとうございました。

次頁以降に、本調査票に関する用語の説明がございますので、よろしければお読みください。

### <用語解説>

#### <ジェンダー（gender）>

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別のことをいいます。一方、生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）と区別されます。

#### <女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約）>

社会だけではなく家庭においても女子の権利を保障し、男女の完全な平等の達成を目的として、各締約国に対し女子に対するあらゆる差別を撤廃するために必要な措置をとることを求める内容になっています。

#### <男女共同参画社会>

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことをいいます。

### <デートDV>

配偶者関係のないカップルの間にかかる暴力のことで、年齢を問わず婚姻関係のない交際の男女間の支配と暴力です。その被害者の多くが、思春期や青年期の若者だということが、近年の調査や被害の実態から明らかになり問題となっています。

### <ドメスティック・バイオレンス（DV）>

パートナーなどの親密な関係にある者の間で起こる暴力のことで、女性に対する暴力、または夫・恋人からの暴力と訳されます。結婚などで生活を共有し、制度上や社会的慣習でもカップルとみなされている関係のなかで起こる暴力といわれています。

### <日進市男女平等推進条例>

男女平等の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより男女が共に参画する活力あるまち日進市をつくることを目的とし、平成19年に公布、施行されました。

### <日進市男女平等推進プラン>

日進市男女平等推進条例に基づく行動計画で、平成19年度に策定しました。市が取り組むべき施策を総合的、計画的に実施するための指針となるもので、平成32年度までの期間を対象にしており、平成27年度には施策内容の中間見直しを行いました。

### <ポジティブ・アクション（積極的改善措置）>

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものです。ただし実施するには個々の状況に応じて行なう必要があります。

### <リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）>

「女性の性と生殖に関する健康と権利」の確立に関わる包括的な考え方をいいます。リプロダクティブ・ヘルスとは、女性の全生涯にわたる健康において、たんに病気がない、あるいは病的状態にないということではなく、そのプロセスが身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態であることをいいます。

### <ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）>

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活が送れる状態のことをいいます。

### <JKビジネス>

女子高校生などの子どもの性を売り物とする形態の営業です。例えば、「リフレ」などと称してマッサージや添い寝をしたり、「散歩」などと称して客と2人きりで出かけるなど、様々な形態の営業が出現しています。児童買春などの温床になっているとの指摘もなされています。

### <LGBT>

LGBTはレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字で、性の多様性を表す言葉です。セクシャル・マイノリティ（性的少数者）と同じような意味として使われることも多いです。

#### 参考文献・資料

- ・石川大我、2011年、『ゲイのボクから伝えたい「好き」のハテナがわかる本』、太郎次郎エディタス
- ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行なう労働者の福祉に関する法律（平成3年（1991年）5月15日法律第76号）
- ・外務省国際社会協力部人権人道課、2006年、『国際社会と人権』
- ・仕事と生活の調和（ワークライフ・バランス）憲章、2007年
- ・女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）（1979年採択・1985年日本批准）
- ・第2次日進市男女平等推進プラン、2016年改定
- ・男女共同参画社会基本法（平成11年（1999年）6月23日法律第78号）
- ・内閣府男女共同参画局 男女共同参画関連用語（平成24年8月更新）  
[http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/glossary/index.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/glossary/index.html)  
（最終閲覧日： 年 月 日）
- ・内閣府・男女共同参画推進連携会議、『ひとりひとりが幸せな社会のために 男女共同参画社会の実現をめざして 平成29年版』、2017年
- ・内閣府 男女共同参画に関する世論調査 調査票（平成28年9月）  
[https://survey.gov-online.go.jp/h28/h28-danjo/3\\_chosahyo.html](https://survey.gov-online.go.jp/h28/h28-danjo/3_chosahyo.html)
- ・日進市男女平等推進条例（平成19年（2007年）4月1日条例第23号）
- ・日本DV防止・情報センター、2008年、『知っていますか？ドメスティック・バイオレンス一問一答 第4版』、解放出版社
- ・堀口悦子、1998年、『女性問題キーワード111（第4刷）』、横浜市女性協会編、ドメス出版
- ・柳沢正和、村木真紀、後藤純一、2017年、『職場のLGBT読本』、実務教育出版
- ・養父知美、牟田和恵、2008年、『知っていますか？セクシュアル・ハラスメント一問一答 第3版』解放出版社

最後までお読みいただき、ありがとうございました。